

所得税の還付申告はお早めに。

所得税を納め過ぎた方は、還付を受けるための申告(還付申告)をすることができます。
土浦税務署では、還付申告の相談を受け付けます。還付申告書は、確定申告が始まる2月16日(金)以前でも提出することができますので、早めに申告してください。

☎ 土浦税務署 個人課税部門 (☎822-3516(直通)、☎822-1100(代表))

還付申告会場／土浦税務署3号館(城北町4-15)
開設期間／2月1日(木)～15日(木)(土・日曜日、祝日を除く)

受付時間／午前9時～午後5時

利用できる方／

- ①平成18年分の所得が一定額以下の方で、総合課税の配当所得や原稿料などがある方
- ②給与所得者で、雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除などを受ける方
- ③平成18年に中途退職した方で、年末調整を受けなかった方
- ④退職所得がある方で、源泉徴収された所得税から定率減税を受ける方
- ⑤予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなった方

還付申告のときに持参するもの／

☐共通して必要なもの

- ①平成18年分給与所得や公的年金等の源泉徴収票(原本)
- ②はんこ
- ③申告する方の預貯金口座番号の分かるもの(還付金の受取先を指定していただくため)

☐医療費控除の申告をする方

- ①平成18年中に支払った医療費の領収書(事前に支払金額を集計しておいてください)
- ②保険金などで補てんされる金額の分かるもの

☐住宅借入金等特別控除の申告をする方

- ①住民票の写し
- ②家屋の登記簿謄(抄)本または登記事項証明書
- ③請負契約書または売買契約書などで、家屋の取得価格・増改築の費用を明らかにする書類の写し
- ④住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- ⑤敷地も同時に購入しているときには、敷地の登記簿謄(抄)本または登記事項証明書と敷地の売買契約書などで、敷地の取得価格を明らかにする書類の写し
- ⑥増改築のときは、上の①～⑤のほか建築確認済証の写しまたは増改築等工事証明書

☐年末調整を受けていない方や公的年金を受給している方

- ①社会保険料(国民健康保険など)の支払金額が分かる書類(国民年金については社会保険料控除証明書)
- ②生命保険料、損害保険料の所得控除証明書など

申告書の作成は便利なホームページで

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)「所得税の確定申告書作成コーナー」を使って、確定申告書を作成することができます。そして、作成した申告書をプリントアウトすれば、そのまま税務署に提出することができます。

このコーナーを利用すれば、申告書用紙の交付を受けるため税務署などに行かずに、自宅で申告書を作ることができます。

また、税務署で長い時間待つこともなく郵送で提出できますので、ぜひご利用ください。



税理士会 土浦支部から

※関東信越税理士会土浦支部でも、右のとおり還付申告の無料納税相談などを行いますのでご利用ください。(土・日曜日、祝日を除く)

開設期間	受付時間	会場	相談対象者など
2月13日(火) ～3月5日(月)	9:15～11:00 13:00～15:00	還付申告無料税務相談 税理士会税務相談所 (市民会館となり)	給与または年金 所得者で、還付 申告をされる方
2月16日(金) ～3月5日(月)	9:15～15:00	無料税務相談 土浦税務署3号館	消費税申告義務 のある方